

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から46年3月まで

私は、昭和44年7月ごろ、市役所から国民年金への加入を勧める用紙が送付されてきたので、自分で加入手続をした。申立期間の国民年金保険料については、毎月であったかどうかはよく覚えていないが、月末ごろに、市役所の担当者が集会所に保険料の徴収に来ていたので、そのときに国民年金手帳を持参し、私の分又は夫婦二人分を一緒に納付していた。

国民年金保険料を納付したときには、引換えにシールのようなものを渡され、国民年金手帳に貼るよう^はに指示されたのを覚えており、また、申立期間直後の時期に、夫や近所の人から、「国民年金は当てにならない。」と聞き、納付するのをやめて、自分で免除の申請をしたことを覚えている。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月18日に申立人の夫と連番で払い出されている上、当該期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、「当時は、市役所の担当者が集会所に保険料の徴収に来ていた。」としており、申立人の当該集会所における納付場所の配置等についての記憶も鮮明である上、申立期間当時の市の広報紙により、夫婦の居住地区において出張徴収が行われていたことが確認できることを踏ま

えると、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人は保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっている。

また、昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、過年度納付することが可能であるものの、申立人は、集会所における国民年金手帳による納付以外は記憶に無い旨回答している上、当該市では、「出張職員の業務権限は現年度収納のみであり、過年度収納は行えなかった。」としている。

さらに、昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までについては、当該市における国民年金保険料の納付方法は、45 年 7 月からは納付書方式に変更されているが、申立人は、納付書による国民年金保険料の納付についての記憶は曖昧である。

加えて、上記期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年10月15日）及び資格取得日（昭和28年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年10月15日から28年4月1日まで

私は、A社に入社してから退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。申立期間は、A社の関連会社であるC社で勤務していた期間かもしれないが、業務内容に変更は無く、機械の取り付けなどを担当しており、給与は、A社から受け取っていたと思う。

申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和26年7月1日に当該事業所に係る被保険者資格を取得し、27年10月15日に被保険者資格を喪失後、28年4月1日に当該事業所に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかし、雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の写しにより、申立人は、申立期間を含む昭和25年3月1日から54年5月15日までの期間において、B社に在籍している記録が確認できるものの、B社は、申立期間当時に設立されていたA社及び

C社の事業を継承しており、申立期間当時、B社は設立されていなかった旨回答しているところ、申立期間において、A社及びC社の両社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者は、「私は、機械の製造を担当していたのでC社に在籍していたが、申立人は販売や修理などを担当していたのでA社に在籍していたと思う。」としている上、申立期間当時、A社に係る被保険者記録が確認できる者で、C社で申立人と同様の業務に就いていたとする者については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、C社に係る被保険者記録が確認できないことを踏まえると、申立人は、申立期間において、A社に在籍して、C社で勤務していたものと推認される。

また、申立期間当時、A社の給与事務を担当していた者は、「A社に勤務していた人は全員が正社員で、間違いなく全員の給与から厚生年金保険料を控除していた。本店から転勤した人の給与は本店で計算し、転勤先に送金していた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年9月及び28年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「当時の資料が残っていないので、申立人の保険料を納付していたかは不明である。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年10月から28年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成4年4月7日から8年3月31日までA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、同年3月の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

雇用保険の記録もあり、平成8年3月31日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社（A社を継承しているC社の親会社）から提出されたA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（備考欄に「3月31日退職」と記載）及び平成8年3月分給与台帳により、申立人は、A社に平成8年3月31日まで継続して勤務し、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「平成8年3月分の保険料納入告知額通知書が見付からないので不明である。」としているが、B社から提出された申立人に係

る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の「資格喪失年月日」欄に「平成8年3月31日」と記載されていることから、事業主は、平成8年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成3年4月1日と認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年4月11日まで

私は、昭和51年3月8日にB社に入社し、平成3年4月1日付けでA社に出向を命じられてA社に勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者記録が平成3年4月11日からとなっていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成3年4月11日とされていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたB社における申立人に係る人事記録簿の写しにより、申立人は、平成3年4月1日からA社に勤務していたことが確認できる上、申立人から提出されたA社に係る被保険者・被扶養者リスト及び被保険者名簿の写しにより、申立人が同年4月1日にA社に係る健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、B社は、「申立人は、申立期間において当社の関連会社であるA社に在籍していた。健康保険と厚生年金保険の日付を別々にして手続するとは考えられない。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年4月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年2月14日から同年6月29日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月14日に、資格喪失日に係る記録を同年6月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年2月から同年4月までの期間を4,500円、同年5月を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月22日から同年12月1日まで
② 昭和30年12月5日から34年10月4日まで
③ 昭和39年5月14日から同年11月20日まで

私は、申立期間①については、B市のA社が所有する船団の運搬船C丸に、申立期間②については、D市のE社が所有する船団の灯船F丸に、申立期間③については、E社が所有する船団の運搬船G丸に、それぞれ乗っていた。

申立期間において、それぞれの事業所により給与から船員保険料を控除されていたと思うので船員保険加入記録が無いことに納得できない。

申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和29年2月14日から同年6月29日までの期間については、申立人は、「私は、中学校を卒業してすぐに働こうとしたが、体が小さかったのですぐに働くことができず、卒業した年の9月から別の事業所の船に乗っていたが、数か月後にその船団が解散したので、A社で働くことになった。また、私がA社の運搬船C丸に乗っている間に船長が代わったかもしれない。」としているところ、同年2月14日にA社に係

る船員保険被保険者資格を取得している者は、「私が、A社が所有する運搬船に乗り始めたときには、申立人は、既にA社が所有する別の運搬船に乗っていた。申立人は、中学校を卒業して間もないころで、坊主頭であり、漁船員としてけがをしないように注意すると素直に聞いてくれたので覚えている。」としている上、申立期間①におけるA社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人が覚えている船長が、同年6月29日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、少なくとも当該期間において、A社が所有する運搬船に乗っていたものと推認される。

また、A社において、船員保険の事務を担当していたとする者は、「私は、昭和28年にA社に入社してから2年か3年ほど経て船員保険の事務を担当した。私が事務を引き継いだときには、本船や運搬船等の20トン以上の船の乗組員は、全員、船員保険に加入させていたので、その前から同じ取扱いであったと思う。」としている上、申立期間①において、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうちの複数の者の回答により、申立期間①当時、A社が所有する20トン以上の船舶の船員数は25人から35人程度であったものと推認されるどころ、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間①における被保険者数はおおむね30人から40人程度までの間で推移していることが確認できるほか、前述の事情を聴取できた複数の者は、いずれも自身が乗っていた船舶は運搬船であった旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和29年2月14日から同年6月29日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和29年2月から同年4月までの期間を4,500円、同年5月を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、これを確認することはできないが、当該期間に行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和29年1月22日から同年2月14日までの期間及び同年6月29日から同年12月1日までの期間については、当該

期間当時、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人がA社に勤務していた期間や申立人の当該期間に係る船員保険料の控除の事実等をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、オンライン記録により、申立期間②の直前の昭和29年12月1日から30年12月5日までの期間における申立人のE社に係る船員保険被保険者記録が確認できるところ、複数の同僚の回答により、申立人が、申立期間②を含む期間においても引き続きE社が所有する船団の灯船に乗っていたものと推認される。

しかし、E社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうちの一人は、「E社は、当初、経営者の方針ですべての乗組員を船員保険に加入させていたが、昭和30年*月に経営者が乗っていた船が遭難し、経営者が代わったために、灯船などの20トン未満の船の乗組員は、船員保険に加入させなくなったと思う。当時、私は運搬船に乗っていたが、申立人と同じ同年12月5日に船員保険の被保険者資格を喪失している。」としている上、E社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和29年12月1日に被保険者資格を取得している87人のうちの32人が、30年11月及び12月にE社に係る被保険者資格を喪失していることから、E社は、申立期間②当時、経営者が代わったことを契機として、一部の乗組員の被保険者資格を喪失させた可能性がうかがわれる上、申立期間②当時、E社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間③については、申立人は、「E社は、昭和39年5月に事実上倒産したが、私は、倒産後も同じ運搬船に兄弟二人と共に乗っていた。」としているが、申立人の弟は、「E社が倒産した後に兄二人と同じ船に乗っていたことは覚えている。そのとき乗っていた船は、E社とは別の事業所により借り上げられており、給与もその事業所からもらっていたと思う。」としており、申立人の兄は、「漁が終わった後、私がE社とは別の事業所から乗組員全員分の給与を受け取り、乗組員に分配していた。」としている上、当該兄弟とは別の申立人の弟は、「当時の事情を詳しく知っている人に確認したところ、E社が倒産した後、債権者が船を差し押さえ、乗組員ごと船を貸し出して債権回収のために稼働させたとのことであった。」としていることから、申立期間③当時、申立人が乗っていた船舶は、E社が所有する船舶ではなかった可能性がうかがわれる。

また、E社に係る船員保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の記録以外に申立人の氏名は確認できない上、申立人が、当該期間において、一緒に乗っていたとする同僚（申立人の兄弟を含む。）全員の被保険者記録も確認できないほか、E社に係る被保険者は、全員が昭和

39年5月24日までに被保険者資格を喪失しており、申立人の申立期間③に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①のうちの昭和29年1月22日から同年2月14日までの期間及び同年6月29日から同年12月1日までの期間、②及び③において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうちの昭和29年1月22日から同年2月14日までの期間及び同年6月29日から同年12月1日までの期間、②並びに③については、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年2月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から13年10月1日まで

私は、平成2年4月1日から13年9月30日までの期間において、A社（現在は、B社）に勤務していた。しかし、ねんきん定期便で、申立期間に係る標準報酬月額が申立期間当時の給与額と見合っておらず、一部の期間についてはさかのぼって引き下げられていることが分かった。

私は、商業登記簿上、A社の役員であったが、経営や社会保険の手続に関しては一切関与しておらず、事業主から標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正についての説明を受けた覚えも無い。

申立期間当時の役員報酬（約30万円）に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年2月1日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録において、当初、A社における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は30万円と記録されていたところ、同年3月12日付けで、7年2月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿により、申立人は、申立期間において、A社の役員であったことが確認できるものの、申立期間当時、当該事業所の事業主であった者は、「平成8年当時、A社は社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所（当時）の職員二人が滞納保険料についての話合いのために来社した際に、同職員から、『役員二人（事業主と申立人）の標準報酬

月額をさかのぼって引き下げれば滞納保険料に充当できる。』と言われたので、私と申立人の標準報酬月額を7年2月にさかのぼって減額する届出を社会保険事務所に提出した。申立人は、営業全般の担当役員であったので、経理・社会保険関係には関与していなかったし、さかのぼって標準報酬月額を引き下げたことに伴う差額保険料は、滞納額に充当したので申立人には返していない。」としている上、申立期間の一部について、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者は、「申立人は、私が入社したころには専務であったが、職務内容は雑用的なものであった。社員は会社から満足な給与ももらっておらず、給与の遅配もあった。申立人も専務ではあったが、私たち社員と同じ立場であったと思う。」としていることから、申立人は、当該事業所の社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た30万円に訂正することが妥当である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で申立人の標準報酬月額が9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から13年10月1日までの期間については、オンライン記録により、8年10月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額は9万2,000円、同年10月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額は9万8,000円と記録されていることが確認できるものの、前述の元事業主は、「平成9年7月ごろまでの期間については、申立人に30万円の役員報酬を支給していたが、厚生年金保険料については、引き下げた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を役員報酬から控除し、社会保険事務所に納付していた。」としている。

また、元事業主は、「申立人は、平成9年7月ごろに退社したので、申立人に対して退社後の役員報酬は支払っていないが、申立人から頼まれて、退社後も厚生年金保険に加入させ、会社はその厚生年金保険料の全額を負担していた。」としているところ、申立人も、平成9年ごろに退社し、会社に厚生年金保険料を負担してもらっていたことを認めていることから、同年7月から13年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料については、申立人は負担していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年10月1日から13年10月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月14日に、A社C支店における資格取得日に係る記録を同年9月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和47年4月にA社に採用され、A社B支店に勤務した後、49年9月にA社C支店に転勤したが、社会保険事務所（当時）の記録では、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が同年10月1日となっており、申立期間の加入記録が確認できなかった。

しかし、A社が発行した証明書により、私が、昭和47年4月から現在まで継続してA社に在籍していることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の在籍に関する証明書及び人事台帳並びに同僚から提出されたA社の社報の写しにより、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和49年9月14日にA社B支店からA社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和49年8月及びA社C支店における同年10月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立てに係る届出、保険料納付及び保険料控除については不明である。」としており、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成15年8月11日は13万円、同年12月24日は10万円、16年8月10日は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月24日
③ 平成16年8月10日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表から、申立人は、申立期間①は13万円、申立期間②は10万円、申立期間③は5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成15年8月11日及び同年12月24日並びに16年8月10日は15万円、同年12月22日は10万円、17年8月8日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月24日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月22日
⑤ 平成17年8月8日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表から、申立人は、申立期間①及び申立期間②並びに申立期間③は15万円、申立期間④は10万円、申立期間⑤は15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に

申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月1日から46年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年9月1日に、資格喪失日に係る記録を46年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月6日から46年1月1日まで
② 昭和46年1月5日から48年7月1日まで

私は、昭和45年8月ごろから同年12月までの期間において、A社に、46年1月から49年3月までの期間において、B社に勤務していた。

両事業所に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答であったが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答により、申立人は、申立期間①において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人及び複数の同僚が、申立期間①当時のA社の従業員数は30人前後であった旨述べているところ、オンライン記録上、申立期間①におけるA社の厚生年金保険被保険者数は31人から36人までの間で推移していることが確認できる上、A社に係る雇用保険の被保険者期間が短期間である者についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立期間①当時、A社においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保

険に加入させていたものと推認される。

しかし、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者（申立人を覚えている複数の同僚を含む。）のA社に係る雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日は必ずしも一致しておらず、多くの者は1日付け（1月4日付けを含む。）で厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、申立人と同じ職種で、ほぼ同じ時期の昭和45年8月17日にA社に係る雇用保険の被保険者資格を取得している者は、オンライン記録上、A社において同年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立人は、その者と同様に、同年9月1日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和45年9月1日から46年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚のA社における昭和45年9月から同年12月までの社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は不明としているが、当該期間において行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和45年8月6日から同年9月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できるものの、前述のとおり、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる者のA社に係る雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は必ずしも一致しておらず、申立人と同じ職種で、ほぼ同じ時期にA社に係る雇用保険の被保険者資格を取得している者の厚生年金保険の被保険者資格取得日を踏まえると、当該期間において、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

申立期間②については、雇用保険の加入記録（昭和46年1月5日から49年3月28日まで）及び複数の同僚の回答により、申立人は、申立期間②において、B社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録上、B社は、昭和48年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人と同じ昭和48年7月1日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた3人は、いずれも「私は、会社が厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務していたが、厚生年金保険料を給与から控除されるようになったのは会社が厚生年金保険を適用されるようになってからであり、それまでは国民年金に加入していた。」としているところ、オンライン記録上、これら3人については、B社に係る被保険者資格を取得するまでの期間（約5年間及び12年間）は、国民年金保険料納付済期間とされていることが確認できる。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「会社は昭和48年7月1日に社会保険に加入しており、申立期間②においては、申立人の給与から保険料を控除していない。」としている上、B社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①のうちの昭和45年8月6日から同年9月1日までの期間及び②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうちの昭和45年8月6日から同年9月1日までの期間及び②については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年12月1日から33年3月1日まで

私は、昭和30年4月1日にA社に入社してから40年8月31日に退職するまで継続して勤務していた。途中、B社と社名が変わったことを覚えているが、申立期間中も引き続き給与が支給され、給与から厚生年金保険料を控除されており、A社に勤務しているときに取得した健康保険証を返納し、国民健康保険に切り替えた記憶も無い。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の回答により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる上、商業登記簿によると、A社は、昭和33年9月11日に解散しており、また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、両事業所における事業主は同じであり、かつ、両事業所の所在地は同じであることが確認できるほか、A社で療養中であった事業主に代わり、経理関係全般を担当していた者は、「当時、A社においては、事実上、私が事業主の役割を担っていたが、昭和31年12月1日を適用事業所でなくなった日とする届出を社会保険事務所（当時）に提出するよう部下に指示した覚えも、自分で当該届出を行った覚え

も無い。B社は、食料品等の販売を目的として25年10月にC社からB社として称号を変更し、事業を開始したが、少なくとも同年10月以降はA社と同じ所在地で一体的に酒類販売等の営業を行っていた。B社は酒類販売の免許を持っておらず、A社が当該免許を持っていたので、申立期間当時、A社も営業しており、A社から申立人に支給した給与から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた。」としている。

なお、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、複数の同僚が、「私は、昭和31年7月ごろからA社で勤務し、販売員や販売員の伝票の整理を行い、33年3月1日からはB社で経理を担当していたが、A社で厚生年金保険被保険者証をもらい、継続して厚生年金保険料を給与から控除されていた。」、「申立期間の前後を通して従業員の入れ替わりはあったが、営業内容や勤務形態、従業員数に大きな変動は無かった。」、「昭和32年*月の水害前から継続してA社に勤務していた。」としていることから、申立期間において、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後のA社とB社に係る社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に全喪の届出を行ったものと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年12月から52年3月まで

私は、昭和51年12月末で会社を退職し、翌年1月の初めに、A市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入期間においては、申立期間以外に未納期間は無く、市県民税などの納めなければならないものは、すべて納めてきたので、国民年金に未納期間があることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が国民年金の加入手続を行ったのであれば、年金手帳に国民年金記号番号が記載されるべきであるが、申立人が所持している年金手帳の「国民年金記号番号の欄」には国民年金記号番号の記載が無い上、申立人の国民年金の加入記録は、厚生年金保険の記号番号であった基礎年金番号により管理されていることから、申立人の国民年金加入手続は、基礎年金番号制度が導入された平成9年以降に行われたものと推認できるところ、オンライン記録によると、10年5月に「昭和52年4月1日資格喪失」、「平成9年12月31日資格取得」の記録が収録されていることから、当該時期に申立期間の国民年金加入期間が追加されたと考えるのが自然であり、申立期間当時は未加入期間であったと考えられる。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は、国民年金保険料の納付金額、納付方法等に関する記憶についても曖昧なため、当時の納付状況などが不明である。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、申立期間当時の具体的なことは全く覚えていないが、申立期間は、長女を出産し次女を出産するまでの間で、自分自身や子供の将来を大切に考えていた時期でもあるので、国民年金保険料を納付しなかったとは考えられない。国民年金に任意加入して以降、私も夫も資格喪失の手続をした覚えがないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金の未加入期間となっている上、市及び年金事務所を調査しても、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料納付書が送付されていたとは考えられない上、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人は、夫が納付したとしているが、申立人の夫に聴取しても、「国民年金保険料を納付したかどうかは覚えていない。」としており、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から62年3月まで

私は、昭和61年*月に結婚後、妻が、私と妻の分の国民年金保険料を一緒に納めていた。時期は不明だが、結婚前に未納期間があることが分かり、祖父から諭され、妻が、町役場の窓口で、私の未納分の国民年金保険料を納めており、未納期間は無いはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「日時ははっきりしないが、未納分を一括して納めた。まとめて払ったのは、その時だけである。」としているところ、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、平成6年9月28日に、昭和62年4月から平成元年3月までの申請免除期間に係る保険料が追納されていることが確認できることから、申立人の妻が一括して納付したのは、当該申請免除期間に係る保険料と考えるのが自然である。

さらに、申立人又は申立人の妻が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 51 年 9 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで A 社において、技術職として勤務していた。
しかし、社会保険庁（当時）の記録上、私は、申立期間において、厚生年金保険に加入していないことになっているが、A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、A 社で技術職として勤務していたと主張しているが、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 7 人のうち、申立人を覚えている複数の者は「申立人は、B 社の社員だったと思う。」としており、別の 2 人は「A 社において技術職を担当していた者は、B 社に所属していたと思う。」としているほか、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、技術職を担当していたとする者は確認できない。

また、オンライン記録上、B 社は、昭和 50 年 3 月 22 日付けで A 社に名称変更となっていることが確認できるが、B 社及び A 社に係る商業登記簿によると、両社はそれぞれ別の事業所として登記されており、前述の同僚の回答を踏まえると、申立人は、申立期間当時、B 社の社員であり、A 社の社員とは異なる取り扱いを受けていた可能性がうかがわれる。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び役員は既に死亡又は所在が不明であり、事情を聴取する

ことができず、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 18 日から 32 年 4 月まで

私は、昭和 27 年 9 月 5 日から 32 年 4 月までの期間において、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間において、厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

しかし、私は、昭和 32 年 4 月にA社の関係団体から、A社に満 5 年勤続したことの表彰を受けており、申立期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の関係団体から授与された昭和 32 年 4 月 16 日付けのA社（現在は、B社）における勤続満 5 年の表彰状により、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、申立人が被保険者資格を喪失した日と同じ昭和 29 年 11 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当該事業所に係る被保険者名簿により、当該事業所の被保険者は、全員が同年 11 月 18 日までに被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が覚えている同僚は、「私は、昭和 29 年 10 月ごろにA社に入社し、3年間から4年間ぐらい勤務していた。」としているが、当該同僚のA社に係る被保険者記録は確認できない上、B社は、「社会保険に関する当時の資料は保管しておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及

び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としており、当時の役員に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から35年5月10日まで
私は、申立期間において、A社の本社とは別の事務所に勤務しており、義兄と二人で入札した物資をB市（現在は、C市）の本社に送っていた。当時の給与明細書等は残っていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、A社は昭和32年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間のうち、30年5月1日から32年4月1日までの期間については、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた5人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことを特定することができない上、これら5人全員が、「私はB市の本社で勤務していた。」としており、このうちの2人は、「正社員は全員、B市の本社で勤務していた。」としているほか、申立人の義兄についてもA社に係る被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、A社は、本社に勤務していた者だけを厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、「入社当初に受け取った給与袋は、D社名であったと思う。」としているところ、前述の5人のうちの1人は、「A社は、D社の社員だった人が、独立して設立した会社である。私は、昭和27年8月から31年2月までD社に勤務しており、E市にD社の事務所があっ

たこと、及び申立人の義兄が責任者であったことを覚えている。私もD社に勤務していた期間については、厚生年金保険被保険者記録は無い。」としていることから、申立人は、申立期間の一部において、E市内にあったD社の事務所に勤務していた可能性がうかがわれる上、オンライン記録上、D社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び申立人の義兄は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 11 日から 51 年 7 月 31 日まで
私は、申立期間において、A社B支社に船員として勤めていたが、「ねんきん定期便」により、当時の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低い額となっていることが分かった。

実際に受け取っていた給与額は覚えていないが、「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額よりも高い額を受け取っていたことは間違いないので、申立期間の標準報酬月額について、実際に受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社は既に船員保険を適用されておらず、A社の事業を継承しているC社傘下のD社の労務管理を行っているE社は、「申立人の申立期間に係る報酬月額、標準報酬月額の届出、保険料控除額及び保険料納付額については不明である。」としている上、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人がA社B支社に係る船員保険被保険者資格を取得した昭和43年6月11日の前後の期間（昭和43年3月1日から同年10月31日まで）において同資格を取得し、かつ、その時点で申立人と同じ未成年であった99人（申立人を除く。）の標準報酬月額の記録を確認したところ、大部分の者の資格取得時における標準報酬月額は申立人と同額又は申立人よりも低額となっている上、申立人よりも長期の被保険者期間が確認できる10人と申立人の標準報酬月額の推移を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが、A社B支社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者の取

扱いと異なり低額であるという状況は認められない。

さらに、A社B支社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者からは、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額についての回答が得られなかった。

加えて、A社B支社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月から22年1月31日まで
② 昭和22年6月から24年1月10日まで
③ 昭和50年3月から同年6月10日まで

申立期間①について、私は、学校を卒業してから半年経た昭和21年2月ごろから22年5月末までA社に勤務していたが、A社に係る厚生年金保険被保険者期間が同年1月31日から同年6月1日までしか確認できず、申立期間①における被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、私は、昭和22年6月から24年9月9日までB社に勤務していたが、B社に係る厚生年金保険被保険者期間が同年1月10日から同年9月10日までしか確認できず、申立期間②における被保険者記録が確認できない。

申立期間③について、私は、昭和50年3月から同年6月10日まで、事業所名は覚えていないが、C県にあった事業所に勤務し、ガラス瓶の洗浄・運搬の仕事に従事していたが、申立期間③における被保険者記録が確認できない。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、事情を聴取できた13人のうちの5人の回答により、申立人は、少なくとも申立期間①の一部において、当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、A社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなって

おり、当時の事業主の所在は不明である上、当該事業所が解散した後に一部の事業を承継したD社など、当該事業所と関係すると見られる複数の関係機関及び関係団体を調査しても、当該事業所の人事記録や資料を保管していないほか、前述の5人に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、前述の5人についても、申立人と同様に、昭和22年1月31日に当該事業所に係る被保険者資格を取得している上、そのうちの1人は、「同期生全員が、昭和21年3月から22年1月までの記録が確認できない。」としているほか、前述の5人とは別の1人は、「昭和21年5月1日から23年8月13日まで勤務していたが、21年5月1日に『職員見習』の辞令が交付されたことを覚えている。このため、少なくとも自分が見習期間であった同年5月から同年11月までの期間については、厚生年金保険の加入手続きが行われていないものと思う。」としていることを踏まえると、当該事業所は、必ずしもすべての従業員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）に記載されているA社に係る被保険者記録はオンライン記録と一致している。

申立期間②については、申立人は、昭和22年6月から24年9月までB社に勤務していたと主張しているものの、申立人が覚えている当時の事業主及び同僚は既に死亡している上、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された申立人を除く被保険者全員について、死亡又は所在不明などの事情により、申立期間②当時の事情を聴取することができないことから、申立人が申立期間②においてB社に勤務していたことを特定することができず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）に記載されているB社に係る被保険者記録はオンライン記録と一致している。

申立期間③については、申立人は「事業所名は覚えていないが、C県にあった事業所に勤務し、ガラス瓶の洗浄及び運搬の仕事に従事していた。取り扱っていたガラス瓶の中には、ある会社の商品の瓶があった。」としているものの、その所在地等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人が覚えていたある会社は、「当時、C県が所在するE地区には、当社の工場自体が無く、申立期間③当時、当社のガラス瓶のリサイクルを行っていた事業所名等については、当社は関与しておらず分からない。」としており、申立人が申立期間③において勤務していた事業所を特定することができなかった。

また、申立人は、申立期間に対応する昭和50年3月から同年5月までの期間を含む13か月の国民年金保険料を55年6月16日に特例納付しており、この時点で、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険に加入していなかったことを認識していた可能性もうかがわれる。

なお、申立人は、「60歳になったところに社会保険事務所（当時）に預けた年金手帳に、申立期間③において勤務していた事業所名を記載していた。」としているものの、当該社会保険事務所の業務を引き継いだ年金事務所は、「昭和62年当時の書類は保存期限を経過しており、既に廃棄処分されており、申立人が、自身の年金手帳を当事務所に預けた記録は確認できない。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。